

却下通知

2023年12月26日

異議申立人 殿

独立行政法人 国際協力機構
異議申立審査役

貴殿の2023年11月3日付の異議申立（2023年11月13日付受理）については、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱に従って却下となったことをお伝え致します。詳細については同封の「検討結果」をご覧ください。

却下の主な理由としては、本事業実施機関と貴殿を含む影響を受ける住民との間の対話と交渉が継続中であり、まだ初期段階にあることが挙げられます。このため、異議申立書の提出に先だち、本事業実施機関との間の対話を継続し、必要に応じて本事業の苦情処理メカニズムを活用することを提言いたします。

貴殿とカンボジア政府の本事業実施機関が、双方の努力を通じて本件に関する合意に至るべく、誠意をもって交渉を継続することを強く推奨いたします。同時に、異議申立審査役もJICAに対し、本事業がJICAのガイドラインに沿って実施されるよう、必要な手続きの実施のモニタリングと支援を継続することを申し入れます。

ありがとうございました。

以上

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての項目について英語で記載されている。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクトの実施される国の2名の住民によりなされている。

(2) 対象プロジェクト

申立書に記載されている事業は、JICAが支援しているものであることが確認されている。

(3) 期間

本事業に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、本事業が終了するまでの期間に異議申立書が提出されている。

(4) 申立人に対して生じた現実の被害又は相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害

申立人は、設置される送電線によって3mを超える建造物の建設が制約されることから申立人の資産の価値が減少し、損害を受けたと主張している。しかし、本事業実施機関は申立人と補償内容について引き続き協議するとしており、現時点で申立人が主張する実際の被害を確認することは困難である。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

申立人は、JICA及び本事業実施機関が、本事業の実施において、JICAの環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）の「情報の公開」及び「非自発的住民移転」に関する条項を遵守していないと主張し記載している。一方、本事業実施機関によると、申立人は非自発的住民移転の対象ではないことを確認した。

(6)ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、JICAのガイドラインの不遵守と、本事業の情報公開の不足及び申立人と本事業実施機関との間のコミュニケーションの不足により生じたと考えられる被害との間の因果関係について主張し記載している。

(7)相手国等との協議の事実

申立人が本事業実施機関と協議を行おうと試みたことが確認された。しかし、本事業実施機関によれば、本事業実施機関と影響を受ける住民との間の対話と交渉は、まだ初期段階にあり、今後も継続することが確認された。加えて、本事業には苦情処理メカニズムが確立しており、申立人はこれを活用して事態の更なる解決を求めることが可能である。

(8) JICAとの協議の事実

2020年1月20日に、申立人はJICAカンボジア事務所に連絡を取り、JICAの本事業態の解決に対する支援を要請した。

(9) 濫用の防止

濫用による異議申立を疑うべき懸念は認められない。

以上